

教育委員会定例会日程

平成22年4月26日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

報告第3号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について（教育総務課）

日程第2

議案第6号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて（生涯学習政策課）

日程第3

議案第7号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて（生涯学習政策課）

5 協議事項

（1）平成23年度小学校使用教科用図書採択に係る今後の予定等について

（資料5 教育指導課）

6 報告事項

（1）平成21年度下半期寄付採納状況について（資料1 教育総務課）

（2）高等学校授業料の無償化に伴う小田原市奨学金給付事業の廃止について

（資料2 学校教育課）

（3）小田原市生涯学習センター本館（けやき）の耐震診断結果について

（資料3 生涯学習政策課）

（4）清閑亭を活用した観光交流事業の実証実験について（資料4 文化財課）

7 閉 会

報告第3号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成22年4月26日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

社会教育主事の任命について

氏名	所属	職名	発令年月日
齋藤 朋子	生涯学習政策課	主査	平成22年4月1日

◎参考

○社会教育主事の職務（社会教育法第9条の3：抜粋）

- 1 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

○社会教育主事の資格（社会教育法第9条の4：抜粋）

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあった期間
 - ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 3 大学に2年以上在学して、62単位以上を取得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を取得した者で、第1号のイからハまでに掲げる期間が1年以上になるもの

議案第6号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成22年4月26日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市社会教育委員候補者名簿

【 候補者 】

選出区分	学校教育関係者
氏名	なつかり ひろし 夏 莉 宏
住所	小田原市中里
生年月日	昭和30年
備考	小田原市立山王小学校長
委嘱期間	平成22年7月31日まで

【 前任者 】

選出区分	学校教育関係者
氏名	音淵 洋子

社会教育委員名簿

任期：平成20年8月1日～平成22年7月31日

役職	選出区分	氏名	備考
議長	学識経験者	今村洋一	市議会議員
副議長	学識経験者	岩城葉子	ボーイスカウト小田原国際委員
委員	学識経験者	安藤誠二	公募
〃	学識経験者	石川信雄	自治会総連合会長
〃	社会教育関係者	遠藤豊子	生涯学習きらめき☆ おだわら塾運営委員長
〃	家庭教育の向上に資する活動を行う者	駒場優子	東京都スクールカウンセラー
〃	社会教育関係者	鈴木敦子	市PTA連絡協議会
〃	学識経験者	鈴木真理	青山学院大学文学部教授
〃	学識経験者	瀬沼克彰	桜美林大学名誉教授
〃	学識経験者	中津川悦子	市文化連盟副会長
〃	学校教育関係者	夏苺宏	山王小学校
〃	学校教育関係者	野崎裕司	国府津中学校

※平成22年2月、公募委員1名が亡くなられたため、現在12人。

※委員は五十音順（平成22年4月26日現在）

議案第7号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成22年4月26日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市郷土文化館協議会委員候補者名簿

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	<small>すぎざき</small> 杉崎 <small>のりお</small> 憲男
住所	小田原市蓮正寺
生年月日	昭和25年
備考	小田原市立酒匂小学校
委嘱期間	平成23年8月31日まで

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	齋藤 千秋

小田原市郷土文化館協議会委員名簿

役 職	選出区分	氏 名	職 業	備 考
委員長	学識経験者	一寸木 肇	上大井小学校校長	自然（甲殻類）
副委員長	〃	奥野 花代子	元・県立生命の星・地球博物館専門学芸員	博物館学
委 員	〃	明石 新	平塚市博物館館長	考古学・古代史
〃	〃	渋谷 武美	西相美術協会会員	美術（彫 塑）
〃	〃	鳥居 和郎	神奈川県立歴史博物館企画普及課長	歴史（中世史）
〃	〃	中村 ひろ子	神奈川大学大学院特任教授	民 俗
〃	〃	廣谷 浩子	県立生命の星・地球博物館主任学芸員	自然（哺乳類）
〃	小学校長 代表	杉崎 憲男	酒匂小学校長	（新任）
〃	中学校長 代表	野崎 裕司	国府津中学校長	

任期：平成23年8月31日まで

平成22年度【平成23年度使用】小学校教科用図書採択の今後の予定(案)

会議名	日時・場所	出席者	内容
教育委員会 定例会・協議会	4/26(月) 19:00～	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> 採択に係る今後の予定 採択基本方針の検討
教育委員会 定例会・協議会	5/25(火) 19:00～	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> 採択基本方針の決定
第1回小田原市教科用 図書採択検討委員会	5/28(金) 15:30～ 合庁	採択検討委員 7+3=10	<ul style="list-style-type: none"> 採択基本方針確認 調査研究の方向性や日程等の検討
第1回調査員会	6/3(木) 13:30～ 合庁	採択検討委員長、 副委員長 各調査員32名 [下郡含む] 2+32+3+4=41	<ul style="list-style-type: none"> 調査員の委嘱 調査研究について
第2回・3回調査員会	6/7(月) ～7/9(金) の間で2回		<ul style="list-style-type: none"> 調査員の都合で会場と日時を決定
第4回調査員会	7/12(月) 13:30～ 合庁	採択検討委員長、 副委員長 各調査員32名 [下郡含む] 2+32+3+4=41	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究報告書の作成 調査研究報告
教科書展示会	6月18日(金) ～7月1日(木) 小田原合同庁舎 2階9:00～17:00	一般市民・教員 教育委員会関係者	
第2回小田原市教科用 図書採択検討委員会	7/16(金) 13:30～ 合庁	採択検討委員 調査員代表10名 7+10+3=20	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究報告 質疑及び協議
教育委員会 臨時会・協議会	7/26(月) 19:00～	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> 採択理由の協議①
教育委員会 定例会・協議会	7/29(木) 19:00～	教育委員	<ul style="list-style-type: none"> 採択理由の協議② 採択の決定

事務局 西村 泰和 教育指導課長
長澤 貴 教職員担当課長
栗畑 寿一朗 教育指導課長補佐

平成23年度使用 小学校教科用図書 採択検討委員 (7名)

No	所 属	氏 名	備 考
1	小田原市教育委員会	前田 輝男	教育長
2	小田原市教育委員会		教育委員
3	小田原市小学校長会	山口 実	足柄小学校 校長
4	小田原市中学校長会		
5	小田原市小学校教育研究会	二宮 正隆	久野小学校 校長
6	小田原市中学校教育研究会		
7	小田原市小学校教員代表		小学校 総括教諭
8	小田原市中学校教員代表		
9	小田原市PTA連絡協議会		会長
10	小田原市PTA連絡協議会		副会長

調査員 名簿 (小田原市22名+下郡10名=32名)

教科等	調査員氏名 (学校名)		
国 語			(下郡)
書 写			(下郡)
社会と地図			(下郡)
算 数			(下郡)
理 科			(下郡)
音 楽			(下郡)
図画工作			(下郡)
家 庭		(下郡)	
保 健		(下郡)	
生 活			(下郡)

教科用図書採択方針（案）

小田原市教育委員会

1 平成23年度使用教科書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、「教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討委員会は教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。平成23年度使用小学校用教科書については、「小学校用教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書から採択する。なお、平成23年度使用中学校用教科書については、平成21年度に採択したものと同一の教科書を採択する。特別支援学級用教科書については、児童生徒の障害の種類、能力、適正等をかんがみ、最もふさわしい内容のものを採択すること。
- (3) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

小田原市教科用図書採択検討委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として検討委員会を設置する。

(組織)

第3条 検討委員会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 教育委員会 | 2名 |
| (2) 校長会 | 2名 |
| (3) 教育研究会 | 2名 |
| (4) 教員 | 2名 |
| (5) 保護者 | 2名 |
| (6) その他、教育委員会が必要と認める者 | |

2 委員の任期は当該年度の末までの1年とする。

(役員)

第4条 検討委員会に委員長1名及び副委員長1名を置くものとし、委員長、副委員長は委員の中から互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(調査員)

第6条 検討委員会は、専門事項を調査するため調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから委員長が委嘱する。
- 3 調査員の任期は、その都度教育委員会が定める。
- 4 調査員は県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、また、採択に関し必要な資料を作成し、検討委員会に報告するものとする。
- 5 教科用図書の調査研究については、足柄下採択地区協議会と相互に協力して行う。

(委員及び調査員の要件)

第7条 委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を持って充てる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育指導課に事務局を置き処理する。

(会計年度)

第9条 検討委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が定める。

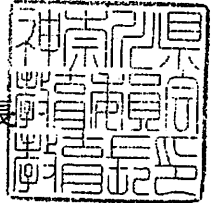
付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成21年5月21日 一部改正

子教第3号
平成22年4月16日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



平成23年度使用教科書の採択及び採択事務処理について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。ついで、平成23年度使用教科書の採択にあたっては、通知事項に十分御留意のうえ、適切に処理されるようお願いいたします。

また、所管の採択関係者に対しても、格段の御指導をお願いするとともに、本年度の採択が適正に行われるよう御配慮願います。

なお、当通知とともに、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「平成23年度使用教科書の採択事務処理について」を併せて送付しますので、遺漏のないようよろしくお取り計らい願います。

問い合わせ先

子ども教育支援課

教育指導グループ 小山、大貫

電話 (045)210-8223 (直通)

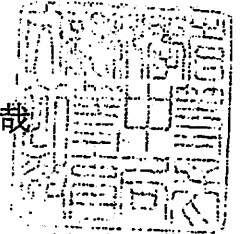




22文科初第97号
平成22年4月9日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
金 森 越 哉



(印影印刷)

平成23年度使用教科書の採択について (通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることにかんがみ、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成22年度においては、平成23年度使用教科書の採択を行うこととなりますが、本年度においても、下記の事項について採択関係者に徹底されるとともに、市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

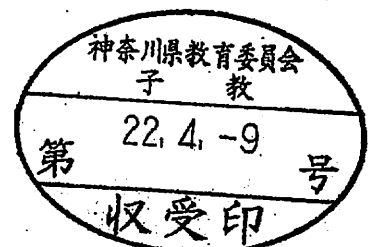
また、採択に関する事務処理の詳細については、別途当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長あてに通知しますので(平成22年4月9日付け22初教科第2号「平成23年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」:以下「課長通知」という。)、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、教科書採択の在り方については、平成14年8月30日付け14文科初第683号「教科書制度の改善について(通知)」(以下「平成14年通知」という。)等により、その改善方を依頼しているところであります。各都道府県教育委員会におかれては、教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いいたします。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長あてに送付することを申し添えます。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



記

1 平成22年度の教科書採択について

(1) 小学校用教科書

平成22年度は、おって送付する「小学校用教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(2) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書

平成22年度は、平成21年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

①小学部

平成22年度は、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、おって送付する「特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

②中学部

平成22年度は、一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、平成21年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

(4) 高等学校用教科書

平成22年度は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）を除き、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(5) 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について

毎年度異なる図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

2 教科書採択の公正確保について

(1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

平成22年度は、小学校用及び高等学校用の教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が一層活発になることが予想されること。

このため、文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところであり（別添参照）、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

(2) 静ひつな採択環境を確保していくため、平成14年通知の趣旨を踏まえ、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

(3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課あてに報告すること。

3 教科書採択方法の改善について

教科書採択については平成14年通知等により、その改善の取組を促してきたところであり、教育委員会は、上記通知等を踏まえて、市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえた採択地区の適正規模化等教科書採択方法の一層の改善に努めるようにすること。

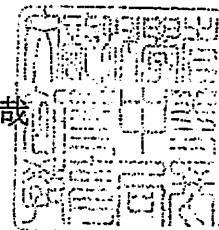


(別添)

22文科初第99号
平成22年4月9日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
金 森 越 哉



(印影印刷)

教科書の採択に関する宣伝行為等について (通知)

平成22年度は、小学校用及び高等学校用教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が過当にならないよう、採択の公正確保に努めることが求められています。

各発行者においては、平成19年1月30日付け18文科初第952号初等中等教育局長通知「教科書の採択に関する宣伝行為等について」(別紙参照)に掲げられている諸事項を厳守するとともに、採択用見本等に係る下記事項に留意し、過当な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたり、教科書全体への信頼を損なうことなどのないよう、採択の公正確保について格段の努力をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

- 1 小学校用教科書見本についての送付部数限度は下表のとおりとすること。
 なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	15部
指定都市教育委員会	各	6部
市町村教育委員会	各	5部
採択地区	各	(構成市郡数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各	1部
教科書センター	各	2部

(注)平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)を期限とすること。

- 2 中学校用教科書見本については、平成22年度は一切送付できないこと。
- 3 高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとすること。

また、各都道府県教育委員会に対しては、もれなく送付されるよう配慮されたいこと。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数	
都道府県教育委員会	各	6部 (ただし、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各	1部
高等学校	各	1部
教科書センター	各	1部

(注)平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日（教科書センターについては5月末日）を期限とすること。

- 4 教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できることとする。
- 5 教員への教科書見本の献本は行わないこととしているところであり、仮に献本の要求があっても応ずることのないよう十分注意すること。
- 6 都道府県教育委員会（教科書センター）において保存されている教科書見本を展示会に出品しようとする場合は、その旨を文部科学大臣及び都道府県教育委員会に5月末日までに通知すること。
- 7 教科書検定における申請図書については、一切送付が認められないところであり、その取扱いについては平成15年2月17日付け14初教科57号「申請図書の取扱いについて（通知）」を踏まえ、適切な管理に万全を期すこと。

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長

錢 谷 眞 美

教科書の採択に関する宣伝行為等について (通知)

教科書の採択に関する宣伝行為等については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（いわゆる独占禁止法）第2条第9項の規定により指定された「教科書業における特定の不公正な取引方法」（以下「特殊指定」という。）などに基づいて、公正確保が図られてきました。

このたび、公正取引委員会では、教科書採択の方法が整備されたことなどを理由として、平成18年9月1日をもって特殊指定を廃止したところです。

しかし、他社の教科書の中傷・誹謗や採択に際しての不当な利益供与は、独占禁止法第2条第9項の規定により指定された「不公正な取引方法」（いわゆる一般指定）により、引き続き、禁止されております。

こうした状況を踏まえ、社団法人教科書協会において「教科書宣伝行動基準」が別添のとおり定められたところです。

また、別紙のとおり、採択関係者に対して、教科書採択にあたって他社教科書との比較対照や他社教科書における誤謬を利用した宣伝行為に軽々に左右されないようにとの注意喚起を行ったところです。

各発行者においては、採択の公正確保や教科書の適正価格の維持を図り、教科書全体の信頼性を確保する観点から、当該行動基準とともに、下記の諸

事項を厳守いただき、過大な宣伝行為は厳に慎み、社会の批判を招いたりすることのないよう、引き続き、格段の努力をお願いします。

記

1. 採択に関する宣伝活動等について

- (1) 教職員、公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力のある者を採択に関する宣伝活動に従事させないこと。
- (2) 採択関係者の自宅訪問は行わないこと。
- (3) 内容見本又は解説書等は、教科書又は教師用指導書と記述内容やページ数等を勘案して類似していると考えられるものを作成・配布しないこと。
- (4) 採択期間中において、教科書に関する講習会又は研修会等を主催せず、原則として、関与しないこと。また、同期間中において、編著作者をこれらに関与させないこと。
- (5) 教科書を児童又は生徒に給付する過程において、宣伝物を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の出版物の宣伝行為を行わないこと。

2. 見本本等の取扱いについて

- (1) 各都道府県教育委員会等への教科書見本の送付部数については、来年度初頭に別途通知すること。
- (2) 教員への教科書見本及び申請図書（いわゆる白表紙本）の献本は、行わないこと。

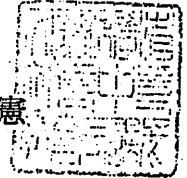
(※本通知の別添、別紙資料は省略)



22初教科第2号
平成22年4月9日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 森 晃憲



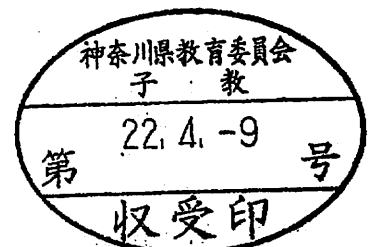
(印影印刷)

平成23年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成22年度における教科書採択の事務処理については、平成22年4月9日付け22文科初第97号「平成23年度使用教科書の採択について（通知）」により文部科学省初等中等教育局長から通知したところでありますが、更に下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



10

記

- 1 小学校用教科書について
平成23年度使用教科書においては、新たに採択した教科書を給与・使用すること。
 - 2 特別支援学校用教科書について
文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下、「文部科学省著作教科書」という。）のうち、小学部視覚障害者用及び小学部知的障害者用については、全種目が改訂される予定であるので留意すること。
 - 3 高等学校用教科書について
高等学校の現行の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成23年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択すること。
従来の学習指導要領（平成元年文部省告示第26号。以下「平成元年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。
 - 4 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について
 - (1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）並びに学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。
 - (2) なお、義務教育諸学校における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記の①～⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、平成22年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。）。
- ① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
 - ② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。
 - ③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。
 - ④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択するようにし、ビデ

オテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。

⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合であっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(3) 都道府県教育委員会は、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の展示会を開催することができるが、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが望ましいこと。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

5 教科書見本の送付について

(1) 小学校用教科書見本について

小学校用教科書見本の送付部数限度は平成22年4月9日付け22文科初第99号「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」において教科書発行者に対して下表の指導がなされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 15部
指定都市教育委員会	各 6部
市町村教育委員会	各 5部
採択地区	各 (構成市郡数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各 1部
教科書センター	各 2部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)が期限とされていること。

(2) 中学校用教科書見本について

平成22年度は中学校用教科書については、前年度と同一の教科書を選択することとなるため、見本は送付されないこと。

(3) 高等学校用教科書見本について

高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できるとされていること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 6部 (但し、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各 1部
高等学校	各 1部
教科書センター	各 1部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)が期限とされていること。

(4) 前年度検定本以外の教科書見本の取扱い

教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できることになっているが、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できるとされていること。

6 教科書展示会について

- (1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間は、6月18日から14日間とする予定であるので留意すること。
- (2) 法定展示期間外であっても、教科書見本が揃い次第、教科書展示会を開催することは可能であること。なお、法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。
- (3) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等について、教員、教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

7 需要数の報告について

- (1) 需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。
- (2) 「教科書需要数集計システム」の運用開始時期等については、後日、事務連絡を送付するので留意すること。
- (3) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を厳守すること。
- (4) いったん採択した教科書の採択変更に伴う需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等によるほかは認められないこと。
なお、特別のやむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店（取次供給所）に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社（特約供給所）に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じない時期（遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の1・2月）までに速やかに行うこと。
- (5) 高等学校においては、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成元年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することなどのないよう十分注意すること。
また、平成11年学習指導要領では、平成元年学習指導要領に比して選択履修の科目が増加しているので、需要数報告に当たっては、生徒の履修科目を十分に把握し、正確な需要数の報告を行うこと。

8 教科書センターについて

教科書センターについては、平成元年4月6日付け文初教第142号初等中等教育局長通知により、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれかの展示を止めた場合には、その旨を文部科学省に報告することとされていること。

9 市町村合併の際の事務処理について

市町村合併の際には、新たな教科書の採択や需要数変更の報告など、合併に伴う事務処理が生ずる場合があることから、都道府県教育委員会は、時間的に十分な余裕をもって、教科書課に相談し、事務処理に遺漏のないようにすること。



子教第6号
平成22年4月21日

各市町村教育委員会 殿

神奈川県教育委員会



平成23年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について、(通知)

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第10条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

子ども教育支援課

教育指導グループ 小山、大貫

電話 (045)210-8223 (直通)



平成23年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、平成23年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 平成23年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書及び特別支援学校（小学部・中学部）用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 採択地区協議会等は、教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合は、協議に臨む前にそれぞれの教育委員会としての採択方針や採択事務に関するルールを事前に定め、予め公表することにより、採択手続を明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。
- (5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成23・24・25・26年度使用）及び中学校用教科用図書調査研究の結果（平成22・23年度使用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

3 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法

教科用図書採択地区内の各市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）などを置くことが望ましい。この協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

(3) 協議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 各市町村教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他

(4) 協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、協議会が委嘱する。

(7) その他、協議会における必要な事項は、協議会が各教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

4 1つの市等で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法（例）

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）に教科用図書採択地区審議会（以下「審議会」という。）などを置くことが望ましい。

この審議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

(1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。

(2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

(3) 審議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他

(4) 審議会には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会での審議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(7) その他、審議会における必要な事項は、審議会が教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

5 平成23年度使用小学校教科用図書調査研究の観点及び平成23年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

(1) 平成23年度使用小学校教科用図書調査研究の観点

平成23・24・25・26年度使用小学校教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第2条）及び〔学校教育〕（第6条第2項）の内容を踏まえているか。
- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）の内容を踏まえているか。
- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。
 - ・言語活動の充実
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・道徳教育の充実
 - ・体験活動の充実

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
 - 〔思いやる力〕 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - 〔たくましく生きる力〕 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - 〔社会とかかわる力〕 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容

- 内容の程度は、児童の発達の段階に即して適切であるか。
- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

(イ) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいように配慮されているか。

(オ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

(7) 国語（書写を除く）

- 各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）で、学習指導要領に示された言語活動例は適切に取り上げられているか。
- 伝統的な言語文化の教材例は適切に取り上げられているか。
- 学年別漢字配当表に配当されている漢字や新出語句の提示は適切であるか。

(イ) 書写

- 毛筆と硬筆の教材例の提示及び関連は適切であるか。
- 姿勢や筆記用具等の扱いについての提示は適切であるか。
- 日常生活との関連を図った教材例は適切に配列されているか。

(ウ) 社会

- 社会的事象に関する基礎的な知識や技能等を習得させる工夫がされているか。
- 地図、統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 作業的、体験的な学習や問題解決的な学習は適切に取り上げられているか。

(エ) 地図

- 基本図・部分図・資料図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 地図を活用した自主的な学習をするための工夫がされているか。

(オ) 算数

- 算数的活動として、作業的・体験的な活動や具体物を用いた活動などが適切に配列されているか。
- 基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るため、発達や学年の段階に応じたスパイラルによる学習活動は適切に配列されているか。
- 言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて表現したり、説明したりする活動は適切に取り上げられているか。

(カ) 理科

- 観察、実験、ものづくり、栽培、飼育の5つの活動は問題解決の能力の育成に適した配列や内容になっているか。
- 見通しをもって観察、実験などを行ったり、それらの結果を整理し考察し表現したりするために、図や表、挿絵等は適切に配列されているか。
- 環境教育に関する図表や写真などの資料は児童の発達の段階に即しているか。

(キ) 生活

- 自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できる内容構成になっているか。
- 気付きの質が高まるような多様な学習活動が扱われているか。
- 児童の興味・関心を喚起させるような活動（学習対象に直接働きかける活動、体験的な活動）は発達の段階に応じて適切に取り上げられているか。

(ク) 音楽

- 表現や鑑賞の教材は、多様な音楽の中から児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- 表現や鑑賞及び共通事項の学習内容が相互に関連しながら取り扱われ、音楽活動の基礎的な能力を培う学習の展開は工夫されているか。
- 我が国や郷土の伝統音楽を扱う学習内容は充実しているか。

(ケ) 図画工作

- 児童が感性を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- 表現や鑑賞の教材が、多様な表現の方法や題材の中から児童の発達の段階に応じて、適切に選択されているか。
- 印刷やレイアウトは、色彩豊かで美的な表現及びバランスのとれた構成となっているか。

(コ) 家庭

- 日常生活に必要な衣食住の基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けられるように、実践的・体験的な学習活動を題材として適切に取り上げられているか。
- 家庭生活への関心を高め生活の営みの大切さに気付くよう、内容構成は工夫されているか。
- 家族の一員として、生活をよりよく工夫する能力と態度を育てるための学習活動は適切に取り上げられているか。

(カ) 保健

- 児童が主体的に学習に取り組めるよう、課題をもち、解決に向けて取り組み、過程を振り返ることができる構成となっているか。
- 興味関心が高まるよう、イラスト、写真、事例等の資料が身近な生活に関する内容で、分かりやすく工夫されているか。
- 思考力・判断力が身に付き、実践的な理解が深まるよう、知識を活用する学習活動が適切に取り上げられているか。

(2) 平成23年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障害のある児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に鑑み、その取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第2条）及び〔学校教育〕（第6条第2項）の内容を踏まえているか。
- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）及び〔中学校教育の目標〕（第46条）の内容を踏まえているか。
- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。
 - ・言語活動の充実
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・道徳教育の充実
 - ・体験活動の充実

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
 - 〔思いやる力〕 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - 〔たくましく生きる力〕 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - 〔社会とかかわる力〕 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(5) 内容

- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障害の状態・能力・適性からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるか。
- 他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(1) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも配慮されているか。

(カ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成23年度使用小学校教科用図書調査研究の観点及び平成22年度使用中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

資料 1

平成21年度下半期寄付採納状況について

金銭

	寄 付 者	寄 付 金 額	寄付目的	備考
1	小田原市栄町1-5-22 株式会社 中村屋	51,000円	青少年健全育成のため	学校図書を購入予定

演劇無料提供

	寄 付 者	公 演 名	寄付目的	備考
1	横浜市青葉区あざみ野1-24-7 四季株式会社 代表取締役社長 浅利 慶太	「こころの劇場」 劇団四季ミュージカル 『エルコスの祈り』	青少年の情操教育のため	小田原市立小学校に通う小学4年生等に対する公演

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市寿町5-12-31 小田原ロータリークラブ 会長 簗島 恭夫	児童用図書「1年生のための学級文庫 全8巻」ほか	447,351円	三の丸小学校、新玉小学校、大窪小学校、片浦小学校、国府津小学校、酒匂小学校、町田小学校、山王小学校、早川小学校への児童図書の寄付として
2	小田原市中曽根355-5 小田原市立東富水幼稚園 保護者と教師の会 会長 松村直子	のびのびベーシックロッカー 4台	502,518円	東富水幼稚園の備品として
3	匿名	図書 飯田和著「花とともに」 107冊	321,000円	市内各小中学校等の図書の寄付として
4	小田原市酒匂6-8-26 小田原市立酒匂幼稚園 保護者と教師の会 会長 加藤 秀子	巧技台用はしご、ビデオカメラ、積み木セット 各1	201,747円	酒匂幼稚園の備品として
5	小田原市扇町5-7-10 柳川 明夫	図書「聞做草子」12冊	23,940円	市内中学校国語科教諭等への図書の寄附として

6	匿名	乗用芝刈り機1台及び消耗品(替刃など)	1,218,500 円	下府中小学校の備品として
7	匿名	刺繍針ほか	222,985 円	教育委員会、小学校など、有効活用できる所への品物の寄附として
8	匿名	ノートパソコン、デスクトップパソコン各1台	117,600 円	酒匂中学校の備品として
9	小田原市堀之内1番地 相模読売会西部支部 支部長 綿貫 徹	図書「ポケモンといっしょにおぼえよう！ことわざ大百科」計452冊	271,200 円	市内市立小学校の各クラスへの図書として
10	株式会社みずほフィナンシャルグループ 株式会社損保ジャパン 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険相互会社	黄色いワッペン	28,390 円	市立小学校新入学児童への配布物として
11	匿名	舞台幕一式	84,000 円	小田原市立前羽幼稚園の備品として
12	小田原市南鴨宮3-25-1 富士見小学校PTA 会長 柏木 英幸	カラー大玉(白)1個、電気集塵機、台車、スチール車輪車(手押し車) 各1台 角型ホームショベル5本	109,960 円	小田原市立富士見小学校の備品として
13	小田原市飯田岡481 小田原市立富水小学校 PTA 会長 鶴井 正幸	折りたたみ椅子850脚、折りたたみ椅子用台車 2台、校章用額縁 1枚	3,935,715 円	小田原市立富水小学校屋内運動場備品等として
14	匿名	鉛筆セット(鉛筆5本、鉛筆削り1つ) 1800セット	234,000 円	市内市立小学校新入学児童への配布物として
15	小田原市扇町1-30-13 小田原ガス株式会社 取締役社長 原 義明	ビルトインコンロ、オーブン、自立ユニット 各16台、テーブルコンロ 3台	5,803,770 円	生涯学習センターけやき、尊徳記念館、川東タウンセンターマロニエの備品として
16	小田原市成田937 テクノランド小田原協同組合内 トラック協会 小田原地域支部 支部長 高野菊男	横断旗500本、横断旗入れ50個	134,000 円	児童の交通安全のための横断旗として
17	小田原市柳新田129-3 小田原市立報徳幼稚園 平成21年度終了児保護者代表 横山 智里	DVD 6セット	73,440 円	報徳幼稚園教材として
18	小田原市柳新田129-3 小田原市立報徳幼稚園 保護者と教師の会 会長 横山 智里	プロジェクター 1台 ビデオカメラ 1台	143,607 円	報徳幼稚園用として

19	匿名	ワンタッチ日除け 1張り	71,000 円	下中幼稚園の備品として
20	小田原市中村原697-13 橘環境ボランティアクラブ 代表 石塚 八郎	おかめ桜 1本	6,720 円	下中幼稚園への寄付として
21	小田原市矢作231 小田原市立矢作幼稚園 保護者と教師の会 会長 大角 幸子	のびのびベシックロッカー 6台、スポーツバルーン1つ	482,000 円	矢作幼稚園の備品として

高等学校授業料の無償化に伴う小田原市奨学金給付事業の廃止について

平成5年度から、経済的理由により学校教育法に規定する高等学校の課程の修学が困難な者に対し、奨学金として授業料相当額を支給してきたが、平成22年3月31日「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立し、4月1日施行となり、公立高等学校の授業料が無償化されるとともに、高等学校等就学支援金が創設されることから、本市が実施している奨学金給付事業と重複するため、平成22年度から本事業を廃止する。

【小田原市奨学金給付事業の概要】

- 1 対象者 本市在住で高等学校(通信制を除く)に在学し、高等学校の修学に対して経済的な不安がある家庭で学業成績が優良な生徒
- 2 給付内容等 月額9,000円 (年額108,000円)
- 3 平成22年度予算額 9,022,000円

【公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金事業の概要】

- 1 対象となる学校 国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校等・各種学校等
- 2 支給内容等
 - ①公立高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む)
 - ・ 国費負担により授業料は不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担する。(月額9,900円、年額118,800円)
 - ②私立高等学校等
 - ・ ①以外の高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について、所得に応じて一定額を助成(学校設置者が代理受領する)
 - ・ 年収250万円未満 → 年額237,600円が支給
 - ・ 年収250~350万円未満程度 → 年額178,200円が支給
 - ・ 年収350万円以上 → 年額118,800円が支給

小田原市生涯学習センター本館(けやき)の耐震診断結果について

生涯学習センター本館(けやき)の耐震診断については、平成21年11月から実施してまいりましたが、このたび3月に耐震診断が終了し、報告書が提出されました。

耐震診断の結果、補強が必要とされる数値(Is値が0.6以下)を示す箇所があることから、継続使用していくために、耐震改修工事が必要であるとの診断内容でありました。

1 生涯学習センター本館(けやき)の概要

建設年度	昭和54年～55年
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造)
階数	地上4階
建築面積	2,350.26㎡
延床面積	6,378.59㎡

2 診断結果の概要

(1) Is値 ※ (構造耐震指標)

階数	X方向 (東西方向)	Y方向 (南北方向)
4階	0.79	0.67
3階	0.48	0.53
2階	0.39	0.41
1階	0.53	0.70

↑ Y方向
(南 北)
↓

生涯学習センター
本館(けやき)

(東西)
← X方向 →

(2) 調査項目毎の結果

履歴外観調査	不同沈下は見られない	
コンクリート強度	設計基準強度 N/mm ²	20.6
	試験結果 N/mm ²	20.9～23.1

※ Is値とは

Is値とは構造耐震指標といい、耐震診断において判断基準となる数値で、地震に強い構造かどうかを表す数値をいう。これは建物の壁量や形状などから算出される指標で、配置バランスが良く、壁の量が多いほど高い値になり、Is値が高ければ高いほど耐震性能が高いことを示す。

★Is値の目安 (国土交通省告示から)

- Is値 0.3未満 …… 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Is値 0.3以上0.6未満 …… 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Is値 0.6以上 …… 地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

3 今後の対応

国等の建築物の耐震化の支援に係る制度を活用して、順次、設計、耐震改修を実施してまいりたいと考えております。

清閑亭を活用した観光交流事業の実証実験について

1 概要

観光交流の視点から地域に根ざした活動を行う団体が主体となって、地域の資源を活用した観光交流に資する観光まちづくり活動を展開することを目的とし、国登録有形文化財である清閑亭において、無尽蔵プロジェクト「ウォーキングタウン小田原」における街歩きの拠点としての活用を図るとともに、小田原城等の史跡や別邸建築を生かした観光まちづくりに向けた観光交流事業の実証実験を実施する。

2 事業内容

本事業は、地域資源を活用し地域活性化に取り組む事業者（商工観光団体、民間事業者等）が、地域資源の発掘、集客イベントの開催などの観光交流事業の企画実施、観光客の受入体制整備など観光まちづくりを推進するために、神奈川県が実施する「神奈川県らしい観光交流企画開発事業業務」の対象事業である。

（1）実証実験の実施団体

特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団（以下、「NPO 法人小田原まちづくり応援団」と略す。）

所在地：小田原市東町 4-4-6

代表者：平井丈夫 会員数：14 人

（2）実施期間（予定）

平成 22 年 6 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

（3）事業の内訳

ア 地域資源を活用した観光交流事業の企画開発実施

- ・街歩きの拠点としての活用
- ・各種イベントの実施
- ・史跡等地域資源の情報発信 等

イ 観光交流受入体制整備

- ・観光まちづくりセミナー、ワークショップ等の開催

ウ 事業報告書の作成

（4）事業規模等

神奈川県から NPO 法人小田原まちづくり応援団への委託予定額

- ・平成 22 年度 …… 16,170 千円
- ・平成 23 年度 …… 約 20,000 千円

（5）清閑亭の概要

参考資料のとおり

「史跡小田原城跡 三の丸外郭清閑亭土塁」及び 「国登録有形文化財 清閑亭」の概要について

1 清閑亭土塁の概要

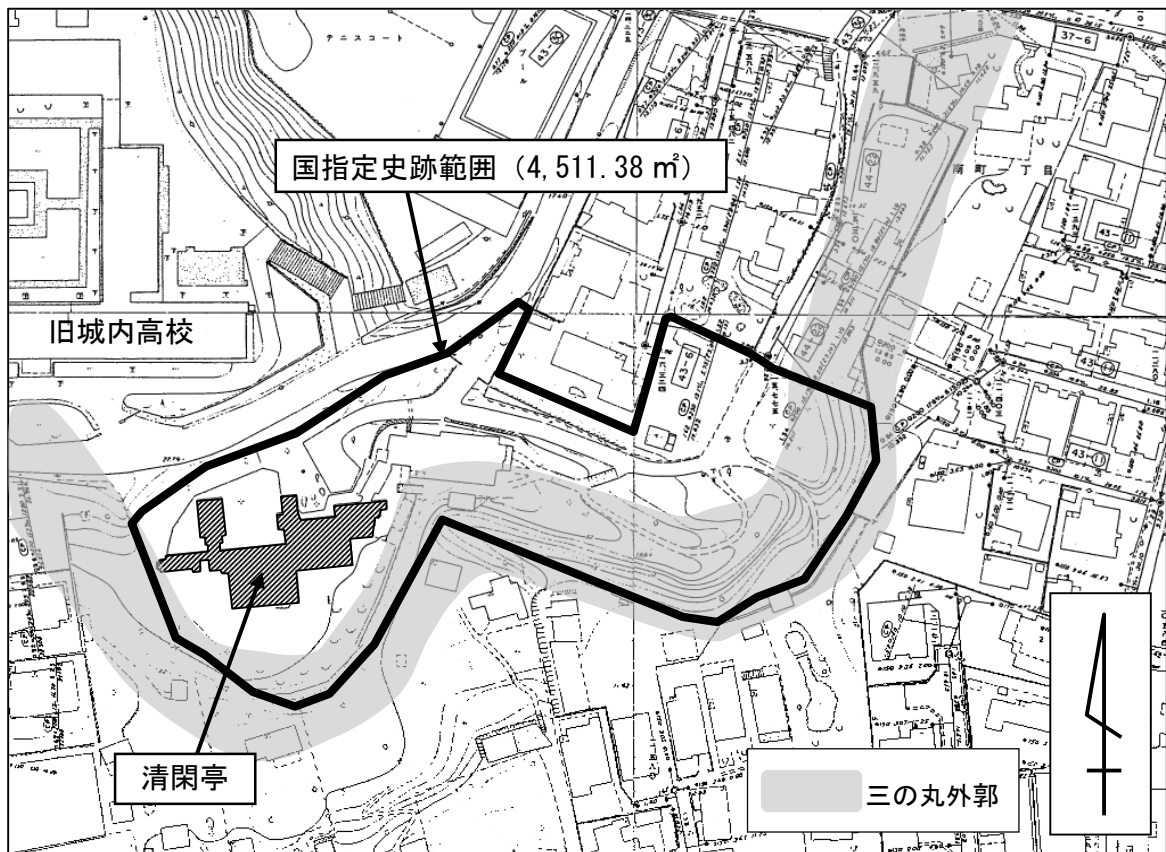
戦国時代の小田原城である「三の丸外郭」の南側の一面に位置し、敷地の南側一帯に土塁及び堀の法面の遺構がよく残っている。この土塁及び堀は、小峯御鐘ノ台大堀切、三の丸外郭新堀（アジアセンターODAWARA跡地付近）から続くもので、戦国時代に小田原北条氏が築いた重要な城郭遺構と位置づけられていた。

平成18年1月26日付けで国指定史跡に追加指定された後、平成20年1月25日付けで小田原市が第一生命保険相互会社から取得した。

2 清閑亭の概要

明治時代の政治家で貴族院副議長の黒田長成（くろだながしげ）が別荘として明治末期から大正初期に建築したもの。第一生命保険相互会社が大井本社の迎賓館用として取得した後、平成17年7月12日付けで国の登録有形文化財に登録される。

その後、市が用地取得する際に寄付を受けた。



三の丸外郭清閑亭土塁および国登録有形文化財清閑亭 位置図

清 閑 亭 (旧黒田長成別荘)

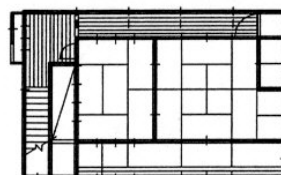
国登録有形文化財 平成 17 年 7 月 12 日登録

所 在 地 : 小田原市南町 1-5-73

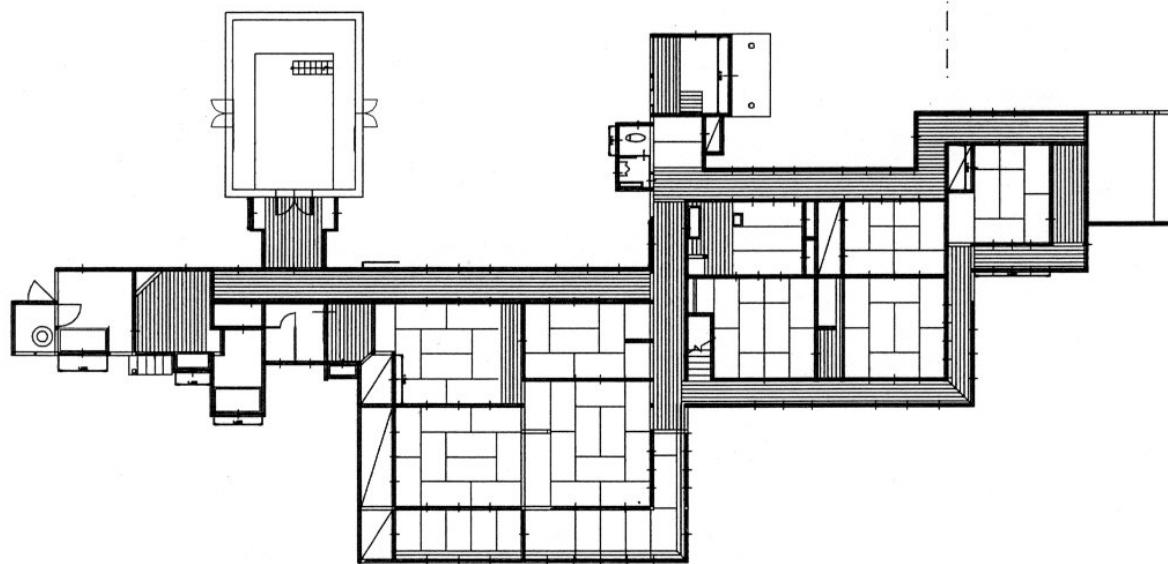
建築年代 : 明治末期~大正初期

延床面積 : 340.41 m²

構 造 : 木造平屋建・一部 2 階 (入母屋造瓦葺)



2階平面図



1階平面図



清閑亭写真

主屋外観



東棟外観



玄関

